

廃棄物焼却施設内作業に伴う空気中のダイオキシン類濃度の測定対象作業 (廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止要綱より) (1/2)



厚生労働省は平成13年4月廃棄物焼却施設に携わる労働者のダイオキシン類ばく露防止対策について、労働安全衛生規則および安全衛生特別教育規定を改正したのに合わせて、これら作業に当る事業者に対して特別教育の実施、空気中のダイオキシン類濃度の測定、発散源の湿潤化、ばく露防止のための保護具の使用を義務付けるなど、改正労働安全衛生規則などが6月1日から施行されました。

○目的

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」によりますと、廃棄物焼却施設における運転、点検作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類の暴露を防止するため、改正労働安全衛生規則に規定された事項とともに、事業者が講ずべき基本的な措置を示したものとされています。

○対象作業 (廃棄物焼却施設内作業)

事業場に設置された廃棄物焼却炉を有する焼却施設において行われる「運転、点検などの作業」及び「焼却炉解体作業」です。(詳細については「対象作業の内訳」として、後記しました。)

○対象施設

廃棄物焼却炉の規模は、火床面積が0.5平方メートル以上、または焼却能力が1時間あたり50キログラム以上のものとしています。

○安全衛生のための特別教育実施規定の科目と時間

- ① ダイオキシン類の有害性 (0.5時間)
- ② 作業方法および事故時の措置 (1.5時間)
- ③ 作業開始時の設備点検 (0.5時間)
- ④ 保護具の使用方法 (1時間)
- ⑤ その他のダイオキシンばく露防止に関する必要事項 (0.5時間)

○産業廃棄物焼却炉施設解体工事の際の計画の届け出

対象施設として、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1第5号に掲げるもので、火格子面積が2平方メートル以上、または焼却能力が1時間あたり200キログラム以上の焼却能力を有する廃棄物焼却施設に設置された焼却炉、集じん機などの設備の解体作業としています。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦トータルサニテーション管理
- ⑧委託試験・研究・開発

廃棄物焼却施設内作業に伴う空気中のダイオキシン類濃度の測定対象作業 (廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止要綱より) (2/2)



○対象作業の内訳

1. 運転、点検等作業

(1) 廃棄物の焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業。

ア 焼却炉、集じん機等の内部で行う灰出しの作業

イ 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検の作業の前に行う清掃等の作業

ウ 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却灰の運搬、飛灰（ばいじん等）の固化等却灰、飛灰等を取扱う作業

エ 焼却炉、集じん機等の外部で行う清掃等の作業

オ 焼却炉、集じん機等の外部で行う上記ア及びイの作業の支援及び監視等の作業

(2) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務に係る作業

ア 焼却炉、集じん機等の内部で行う設備の保守点検等の作業

イ 焼却炉、集じん機等の外部で行う焼却炉、集じん機その他の装置の運転、保守点検等の作業

ウ 焼却炉、集じん機等の外部で行う（2）のアの作業の支援、監視などの作業

ただし、保守点検等に伴い、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻等を取扱う場合は、上記（1）の作業に該当すること。

2. 解体作業

(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業

ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業

イ 上記アに係る設備の大規模な撤去を伴う補修・改造の作業

ウ 上記ア及びイの作業に伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う作業

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記（2）の作業に該当する。

当社は、現場で作業をされている作業者が、安心して働ける作業環境の実現のためのお手伝いとして、従来からのダイオキシン類分析に加え、作業環境測定用サンプラーを整備する等、測定に当たっての準備を整えて御下命をお待ちしています。

詳しくは、当社 **環境分析部 戸邊、磯貝（フリーダイヤル0120-01-2590
内線295、220）** までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| ②ダイオキシン類に係る濃度量証明 | ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑦トータルサニテーション管理 |
| ④水道法第 20 条に基づく水質検査 | ⑧委託試験・研究・開発 |